

## 横浜商工会議所ホームページバナー広告掲載基準

1. この基準は、横浜商工会議所ホームページ広告掲載取扱要綱第3条に規定する広告の範囲の詳細として定めるものであり、この基準に照らして、掲載の可否の判断を行なうものとする。
2. 次の業種又は業者の広告は掲載しない。
  - (1) 風俗営業類似の業種
  - (2) 消費者金融
  - (3) たばこ
  - (4) ギャンブルにかかるもの
  - (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
  - (6) 法律の定めていない医療類似行為を行なう施設
  - (7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続き中の業者
3. 次のいずれかに該当する広告は掲載しない。
  - (1) 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの
  - (2) 法律で禁止されている商品や無認可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
  - (3) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
  - (4) 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの
  - (5) 宗教団体等による布教推進を主目的とするもの
  - (6) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与える恐れのあるもの
  - (7) 社会的に適切でないもの
  - (8) 国内世論が大きく分かれているもの